



お知らせコーナー

### 自衛隊岩手地方協力本部から 自衛官募集のお知らせ

自衛隊岩手地方協力本部では、自衛官を募集しています。

#### ▽募集要項

【一般幹部候補生】  
▽受付期間 四月二十七日（金）まで

▽概要 陸海空の幹部自衛官を養成するコース

▽受験資格 二十歳以上二十六歳未満の者（二十二歳未満の者は大卒（見込含）※年齢は平成二十五年四月一日現在）

▽試験日 五月十二日（土）

▽採用 平成二十五年三月下旬～四月上旬

【予備自衛官補】

▽申込締切 四月四日（水）

▽概要 仕事をしながら「予備自衛官」を公募する制度

▽受験資格

①予備自衛官補（一般）十八歳以上三十四歳未満の者（平成二十四年七月一日現在）

②予備自衛官補（技能）十八歳以上で看護師等国家資格等を有する者（資格などにより五十三歳未満～五十五歳未満の者）（平成二十四年七月一日現在）

▽試験日 四月十三日（金）～十六日（月）のうち指定された一日

▽採用 本年七月以降

詳しくは、岩手地方協力本部 釜石地域事務所（☎0193-12317854）まで。

### 平成二十四年度各種検診 申し込みを受け付けます

二月中旬に世帯ごとに各種検診申込書を郵送します。その際、記入欄に必要事項を記入のうえ、市健康推進課に持参するか、返信用封筒に入れて返送してください。なお、健診申込書は、受診対象者のみに郵送しています。

詳しくは、健康推進課保健係（内線230・232）まで。

### 慎重に処理を まきストーブなどの焼却灰

福島県で、民家で使用されたまきストーブの灰から、高濃度の放射線セシウムが検出されました。

安全確保のため焼却灰を次のとおり取り扱い願います。

① まきストーブなどの焼却灰とその他のごみを混ぜないでください。

② まきストーブなどの焼却灰は畑などへの散布、販売など、灰の発生場所からむやみに移動させないでください。

③ まきストーブの焼却灰はごみ集積所には出さず、透明の袋に入れて、清掃センターの指定場所に持参してください。

④ いずれの場合も、飛散や流出しないように袋に入れて保管、運搬を行ってください。

詳しくは、市民環境課環境安全係（内線130）まで。

### 企業研究会から じよぶ☆なび☆広場開催

気仙地区雇用開発協会では、高校生が、気仙管内の企業の仕事や産業の仕組みについて学習する「企業研究会じよぶ☆なび☆広場」を開催します。

▽日時 三月九日（金）午後一時～午後四時三十分

▽場所 大船渡地区合同庁舎

▽参加対象 高校二年生（特別支援学校高等部生徒を含む）

▽内容 参加企業が、自社の企業概要、特徴、仕事内容、

必要とする資格などについて、説明を行います。

▽参加企業 気仙管内の企業・事業所

▽参加料 無料

▽申込方法 参加者の氏名、学校名を電話またはファックスで、三月五日（月）までにジヨブカフェ気仙に申し込んでください。

詳しくは、ジヨブカフェ気仙（☎2113456、ファクス2611551）

陸前高田斎苑から  
動物炉休止のお知らせ  
動物炉の点検修理のため動物の火葬業務を休止します。

必要とする資格などについて、説明を行います。

▽参加企業 気仙管内の企業・事業所

▽参加料 無料

▽申込方法 参加者の氏名、学校名を電話またはファックスで、三月五日（月）までにジヨブカフェ気仙に申し込んでください。

詳しくは、ジヨブカフェ気仙（☎2113456、ファクス2611551）

### 陸前高田斎苑から 動物炉休止のお知らせ

動物炉の点検修理のため動物の火葬業務を休止します。

▽休止期間 一月十五日（水）～二月二十日（月）

詳しくは、市民環境課環境安全係（内線130）まで。

### 県土地家屋調査士会から 無料相談所を開設

県土地家屋調査士会では、土地・建物などの無料相談会（事前予約制）を開催します。

▽内容 土地・建物の無料表示登記相談（土地の測量、分筆、地目変更、地籍更正などの相談）

▽日時 二月十五日（水）、二十一日（水）、二十九日（水）の午後一時～二時

県土地家屋調査士会では、土地・建物などの無料相談会（事前予約制）を開催します。

▽内容 土地・建物の無料表示登記相談（土地の測量、分筆、地目変更、地籍更正などの相談）

▽日時 二月十五日（水）、二十一日（水）、二十九日（水）の午後一時～二時

詳しくは、市民環境課環境安全係（内線130）まで。

### 3月3日に開催します 「なごい」展

アトリエモノプロジェクトでは、桃の節句に合わせて、つるし雛の展示や詩の朗読、炊き出しなどをを行います。

▽日時 三月三日（土）午前十時～午後三時

▽会場 竹駒コミセン

詳しくは、アトリエモノプロジェクト村田（☎541-3523）まで。

（※）療養費とは、やむを得ず保険証をもたずに医療機関を受診した際や、柔道整復師などでの施術医師が認めた治療用装具を作成した場合などです。

## 国民健康保険・後期高齢者医療保険 被災した人の医療費免除措置は9月30日まで延長

東日本大震災により被災した人は、現在、医療機関などを受診した際に支払う一部負担金等が、医療保険者が発行した「一部負担金等免除証明書」（以下「免除証明書」）を医療機関などに提示することにより支払いが免除されています。

この免除の措置が9月30日まで延長されることになりました。（ただし、入院時の食事療養費などと療養費（※）にかかる免除は2月29日で終了します）現在使用している免除証明書は、医療機関が終期を「9月30日まで」と読み替えますので、そのまま使用してください。

### ▽変更になる点

○一部負担金の免除の終期 2月29日 → 9月30日

○入院時の食事療養および生活療養にかかる標準負担額の免除 厚生労働大臣が定める日 → 2月29日

### ▽医療費の負担が免除になる人

- ①住宅が全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした人
- ②主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った人
- ③主たる生計維持者が行方不明である人
- ④主たる生計維持者が業務を廃止・休止した人
- ⑤主たる生計維持者が失職し現在収入がない人
- ⑥福島第一原発周辺の居住者で、政府の避難指示などの対象である人

国民健康保険、後期高齢者医療制度以外の健康保険の免除期間の延長措置は、加入している医療保険者に問い合わせください。

詳しくは、健康推進課国保係（内線140、141）まで。

## 紙上年金教室 ▶ 源泉徴収票の確認と遺族基礎年金の請求を

### ●確定申告に必要な源泉徴収票は届いていますか？

厚生年金・国民年金の「老齢年金」など、老齢（退職）を支給事由とする公的年金は、税法上「雑所得」として所得税および住民税の課税対象となります。

これらのうち「老齢年金」の額が108万円以上（65歳以上の人は158万円以上）の人については、所得税を源泉徴収することになっています。

日本年金機構では、平成23年1月から12月中に「老齢年金」を受け取っている人全員に平成24年1月までに源泉徴収票を送付しています。

源泉徴収票は、年金以外に所得があり確定申告をするときや、源泉徴収の還付申告をするときに添付する必要があります。

もし、源泉徴収票を紛失した場合は再交付ができますので、一関年金事務所または年金ダイヤル（☎0570-05-1165）まで申し出てください。

なお、「障害年金」や「遺族年金」については非課税ですので、源泉徴収票の送付はありません。

### ●遺族基礎年金の請求について

遺族基礎年金は、次のいずれかの人が亡くなったときに、その人によって生計を維持されていた「子のある妻」または「子」に支給されます。（ここでいう「子」とは、18歳到達年度の

末日までの人、もしくは20歳で1級・2級の障害の状態にある人をいいます）

- 1 国民年金の被保険者
- 2 国民年金の被保険者であった人で、日本国内に住所がある60歳以上65歳未満の人
- 3 老齢基礎年金の受給権者、または受給資格期間を満たしている人

ただし、1、2の場合は、死亡月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と免除期間を合わせた期間が3分の2以上必要となります。

詳しくは、市民環境課（内線121・131）または一関年金事務所（☎0191-23-4246）まで。

平成24年3月 社会保険相談日程 2月22日（水） 市役所第3仮庁舎 午前10時30分～午後3時30分